

第3章 自立と参加の促進

市民一人ひとりが自立しながら、共に支え合う市民意識を育てられるよう、みんなが進んでまちづくりに参加できる仕組みを作っていきます。

1 制度ボランティア活動の充実

地域住民の身近な相談相手として、また行政と地域住民のパイプ役として、民生委員・児童委員や市政協力委員をはじめとする制度ボランティアの方々は大切な役割を担っています。

制度ボランティアは、一般的に言う「ボランティア」とは異なり、行政機関からの委嘱を受け、市行政の円滑な運営と民主的にして明朗な市民生活の確立や社会福祉の増進を努めることを目的として市の地区に設置されている民間奉仕者です。

これらの委員は一定の地域を担当地域として活動していることと同時に自らも地域の一員であり、住民の一番身近なところで、住民の立場に立った活動を行っています。

現状と課題

現在、制度ボランティアのなり手がいないといったところもあり、特定の人が地域での各種の委員を複数兼務しているとか、長年に渡り委員を続けているといった批判もあります。また、市民から見て、制度ボランティアの種類が多く複雑でわかりにくいという指摘もされています。制度ボランティアの地域活動を円滑にするため、行政と制度ボランティアの情報の共有が求められてはいるものの、個人のプライバシーの問題が大きく立ちはだかっており、個々の委員の地域での活動に支障をきたしているところでもあります。

近年、NPO等の活動が盛んになってきていますが、従来からの制度ボランティアの担う役割が小さくなるものではありません。むしろ、地域に根付いたその活動は、地域福祉の推進には、なくてはならないものであり、今後とも活動のさらなる充実が期待されます。

施策の方向

制度ボランティアの活動充実のために、研修会や講習会などを開催し、情報提供をすることで、資質の向上と活動の促進を図ります。

地域福祉の推進のためには、民生委員・児童委員、市政協力委員をはじめ、家庭福祉推進員、健康推進員、食生活改善推進員、クリンクル推進員、防犯指導員、青少年相談員など多岐にわたる分野ごとの委員が個別に活動するのではなく、町会や自治会及び各種委員が地域で「つながる」ための仕掛けづくりに取り組むことが必要です。

また、各委員の世代交代等が円滑にできるような仕組みづくりが必要です。

それぞれの役割

- | | |
|-----|-------------------------------|
| 個人は | ○ 地域で活動する制度ボランティアに積極的に相談する |
| 地域は | ○ 制度ボランティア、町会・自治会などの各種地域団体の連携 |
| 行政は | ○ 研修会、講習会を開催する |
| | ○ 制度ボランティアの活動について、市民に周知する |

民生委員・児童委員とは

地域住民の福祉向上のために活動する民間の奉仕者で、厚生労働大臣が委嘱しています。各市町村の一定地区を担当しており、その職務の主なものは

- (1) 地域の実情の把握
- (2) 要援護者に対する適切な指導、情報の提供
- (3) 福祉事務所その他関係行政機関への業務協力
- (4) 社会福祉施設や社会福祉団体との連絡調整等、地域全体のよき指導者、協力者として、地域の福祉増進を図る。

特に、ひとり暮らしや寝たきりの老人、高齢者のみの世帯、身体障害者（児）、ひとり親家庭、児童問題等に関する相談や扶養等の事実の認定、あるいは生活福祉資金の借り入れ申込みについての手続指導などを行っています。また、児童福祉に関する問題を専門的に担当する民生委員・児童委員として主任児童委員が各市町村に配置されています。

市政協力委員とは

市政協力委員は、昭和 29 年 4 月に、市行政の円滑な運営と民主的で明朗な市民生活を確立するため、市と市民とのパイプ役として誕生しました。

地域の住民（町会・自治会・管理組合等）から選挙や推薦により選ばれた者を、市長が市政協力委員として委嘱しています。

市と市民（地域住民）のパイプ役として、いろいろな情報や要望などの行政連絡を主な職務とし、地域のリーダーとして活躍しています。

市政協力委員が地域での活動をより円滑に行えるように、市内 12 地区に「地区会」が構成され、各地区会の市政協力委員の中から選ばれた「地区長」により市政協力委員連合会が組織されています。市政協力委員は、地域コミュニティや市政協力委員活動の活性化を図るために『地区長会議・市政懇談会』を開催するなど、市政協力委員制度が円滑に機能するため諸事業を行っています。

家庭福祉推進員とは

市民の家庭福祉の推進を図るために、地域で福祉関係機関並びに民生委員児童委員及びその他福祉関係者と常に連携を保ちながら、次のような職務にあたっています。

- (1) ひとり親家庭の実態の把握すること
- (2) 家庭内の虐待や暴力の発見に努めるとともに、その防止に努めること
- (3) 関係者の要請に基づいて、必要な家庭に対する指導支援すること
- (4) 当事者グループの育成指導にあたること
- (5) その他家庭福祉の推進に必要なこと

健康推進員とは

市民の皆さんの健康づくりのため、市から委嘱され、妊産婦や乳児の訪問、各種検診や健康診査のお勧めなどの活動を行って、地域の方々と行政のパイプ役になっています。

食生活改善推進員とは

市民の皆さんの健康づくりのため、市から委嘱され、地域で健康を考えた料理講習会の開催、献立やリーフレットの配付など、市民の皆さんの食生活改善をすすめています。

クリンクル相談員とは

平成14年度から市内全12地区の町会・自治会に廃棄物減量等推進員(現在48名)を委嘱しています。松戸市ゴミ減らしシンボルキャラクター「クリンクルちゃん」から名前を取り、「クリンクル相談員」として、各町会・自治会で、ごみステーション利用者への指導等の活動をお願いしています。

防犯指導員とは

犯罪のない明るい社会で生活するためには、警察だけでなく地域の住民の一人ひとりが力を合わせて地域の安全活動に協力してもらってこそ、成果はあがります。そこで地域住民の地域安全活動を行う中心的役割を果たす指導者として「防犯指導員の制度」が生まれました。

防犯指導員は地区防犯協会(組合)、自治体、警察、地域防犯連絡所、その他防犯機関と密な連携のもと、その分担地域で次のような活動を行っています。

- (1)防犯座談会の開催
- (2)防犯パトロールの実施
- (3)広報、街頭キャンペーンの実施
- (4)防犯診断の実施
- (5)その他地域安全思想の普及等

青少年相談員とは

青少年期は、将来社会において重要な役割を果たすための準備期であり、人間形成にとって大切な時期であることから、家庭、学校、地域社会での適切な対応が望まれています。

このためには、社会共同の連帯意識のもとで県民すべてが、あらゆる機会、あらゆる場面で育成活動に当たる必要があることから、青少年と真に一体となり、共に喜び、共に語り、青少年の相談相手になり、地域での育成活動の積極的な推進を図り、青少年の健全育成に資するための青少年相談員制度がつけられました。具体的相談員任務はつぎのとおりです。

- (1)少年の実態を把握し、青少年に関する各般の問題について相談に応じ、その助言指導にあたる。
- (2)少年団体の育成と組織化に努め、団体活動のしやすい条件整備を積極的に促進する。
- (3)住民の青少年に対する関心を深め、青少年問題に対する啓発を図る。
- (4)青少年の語り合いと、いこいの場である青年館及び青少年育成施設の利用の促進に当たる。

2 生涯学習の推進

地域福祉を推進するためには、地域づくりが重要となります。地域づくりに取り組むには、地域の特性や資源を把握し、地域の課題や目指すべき地域像を明らかにし、計画的かつ継続的に取り組んでいかななくてはなりません。

そのためには、地域社会の変化に対応した知識や技術を学びながら実践し、その実践の中で新たな課題を発見し、その解決のためにまた学習するというように、学習と実践を繰り返すことになります。

このような学習と実践を通じて取り組まれる地域づくりは、「生涯を通じて学び続ける」生涯学習と切り離して考えられるものではありません。

現状と課題

本市では、平成15年に「松戸市生涯学習基本計画」を策定し、さまざまな施策が展開されています。その中で、市民を対象とした各種講座は、公民館や青少年会館を中心に市内各所で数多く実施されています。まつど生涯学習大学は、60歳以上の市民を対象に自らの生活課題や社会的課題に即した学習をもとに、地域の主体的な行動者となることを期待して開設されています。青少年会館で実施している地域教育セミナーでは、地域の課題を掘り下げ、学習化することで地域の教育力を高めていく講座を実施しています。

施策の方向

高齢社会を迎え、これからますます増加していく高齢者を、福祉の受け手としてとらえるのではなく、知恵と経験と時間を持った人材として、これからの地域づくり、地域福祉に活躍してもらえるような環境の整備に努める必要があります。

現在地域において、スポーツや文化活動などさまざまな生涯学習活動を行っている市民も、地域づくり、地域福祉の担い手として大きな役割を持っています。また、これまで地域とあまりかかわりのなかった市民が、生涯学習活動への参加をきっかけに、地域への関心を高め、地域のさまざまな活動にも参加することで、やがて地域福祉の担い手になっていくことが望まれます。生涯学習で学んだことの成果を披露したり、学んで得たことを地域でボランティアとして生かしたりと、学ぶことで、その後のその人の活動が地域で生かされることが期待できます。

そのためにも、市民にとって参加しやすく、魅力的な生涯学習の機会を提供することが重要です。

それぞれの役割

- | | |
|-----|---|
| 個人は | ○生涯学習活動、地域活動に参加する
○生涯学習の成果を地域活動で生かす
○自分の持っている知恵や経験を生涯学習の場で生かす |
| 地域は | ○大学、NPO・ボランティア団体による各種講座の開催 |
| 行政は | ○講座の開催
○生涯学習情報の提供 |

3 就労の支援

市民一人ひとりが地域で自立し、社会参加をするためには、その人の適性に応じた仕事に就き、生きがいのある生活を実現することが大切です。

現状と課題

近年の厳しい経済情勢の下、企業等が若者の雇用を抑制したことや雇用の形態が変わってきたことなどで、フリーターやニート¹などの問題が表面化してきました。職業的自立を果たせない若者の多くは未婚のまま親に依存し続けざるを得ず、また責任ある個人として社会参加することが難しくなっています。

また、高齢者や障害者等の就労についても、厳しい状況が依然として続いています。

施策の方向

高齢者、障害者の就業対策については、就労促進等を国や県とともに企業、事業所等へ働きかけていく必要があります。

松戸市では、障害者を雇用する事業主に対し奨励金を交付し、雇用機会の拡大と雇用の定着を図っています。また、障害者を仕事の現場で援助するジョブコーチ（職場適応援助者）²を配置し、成果をあげています。

高齢者の希望に応じた臨時的、短期的な就業の機会を確保するためにシルバー人材センターへの支援を引き続き行うほか、松戸地域職業訓練センター、高齢者無料職業相談室の活用や社会福祉協議会

が実施する高齢者無料職業紹介所を支援していきます。

若者の就業支援については、フリーターや職に就いていない若者を対象に短期間で就職のための技能向上を目指した実践的な研修を実施しています。また、人や社会との関係を築くことが苦手な若者を対象とした、コミュニケーション力の醸成、ボランティア・職業体験の支援活動を行う若者塾を設置します。

それぞれの役割

- | | |
|-----|----------------------|
| 地域は | ○ 事業者は法定雇用率を守る |
| 行政は | ○ 求人、求職情報の提供 |
| | ○ 就労のための講座の開催や受講料の助成 |

1 ニート

英語で“働かず、学校教育を受けず、職業訓練に参加しない”を意味する Not in Employment, Education or Training の頭文字から名付けられました。

日本では、厚生労働省が2004年の労働経済白書で、「15～34歳の非労働力人口のうち学卒、未婚で家事・通学をしていない人」(2003年推計52万人)と定義付け、その厚生労働省が平成17年5月末に、「政府の統一見解」として、「学籍はあるが、実際は学校に行っていない人。既婚者で家事をしていない人」をニートに追加し、2003年推計を64万人に修正しました。

一方、内閣府の有識者研究会は平成17年3月、厚生労働省がニートに含めていない「家事手伝い」も含めて総数約85万人(2002年)との推計を発表しました。

なお、「フリーター」はニートに含まれていません。

2 ジョブコーチ

「ジョブコーチ」と呼ばれる支援者が、障害のある人が働く職場の中で、障害のある人と企業の双方をサポートすることが特徴です。日本では、平成14年に厚生労働省が「職場適応援助者(ジョブコーチ)事業」を制度化し、その他、地方自治体においてもジョブコーチの手法を取り入れた就労支援事業が増えてきています。

4 地域福祉推進の人材の確保と育成

地域福祉推進のためには、地域住民等の主体的な参加と協力が大前提です。また、地域住民等は、単に意見を述べるだけの存在ではなく、地域福祉計画策定に参加すると同時に自らが地域福祉の担い手であると認識することが重要です。

現状と課題

「松戸市総合計画」に基づく市民意識調査（平成16年11月）によると、地域活動に参加している人の割合は、33.4%と前回調査（平成13年）に比べ6.3%増加したものの、参加していない人が多い状況にあります。性別でみると、男性より女性の方が参加している割合が高くなっています。

地域活動への参加の場、機会としては、「町会・自治会」が前回調査も圧倒的に多かったのですが、今回さらに多くなり、続いて「有志・仲間との奉仕活動」、「ボランティア団体」、「PTA」、「子ども会育成会」、「企業による奉仕活動」、「NPO法人」と続いています。

また、「松戸市高齢者保健福祉計画及び松戸市介護保険事業計画」見直しのための市民アンケート調査（平成17年3月）によると、保健・福祉分野のボランティア活動への参加意向は、「積極的に参加したい」と「誘われたら参加したい」を合わせた「参加したい」は“保健・健康づくり”と“高齢者の福祉に関すること”がそれぞれ41.1%と多くなっている一方、“保育、子育て支援など子どもの福祉に関すること”は30.3%、“障害者の福祉に関すること”は29.7%になっています。

今後、さらに多くの市民の参加を促進するためには、既存の地域

福祉活動の情報提供と参加しやすい仕組みづくり、さらに地域での学習会・勉強会などの啓発・育成活動が必要であると考えられます。

施策の方向

松戸市社会福祉協議会では、「ボランティア養成講座」を開催して活動に関する基礎知識・技術の習得やその向上を、「松戸市ボランティア連絡協議会」では情報や意見の交換等を行っています。また、公民館では、「成人講座」、「市民大学講座」、「まつど生涯学習大学」等の事業を実施し、健康や環境、文化等の学習を通して自己の発見や仲間づくりの場としています。このような松戸市全域の市民を対象とした学習、勉強のほかに、グループ・団体等の催しに、市の職員を講師として派遣する「パートナー講座（出前）」の制度があり、市民と行政が一緒にいきいきとしたまちづくりをするため、市民が市の事業や業務を知り、理解を深める機会となっています。

身近な地域住民が集まり、身近な地域の生活課題に関する学習、勉強、検討会を開催し、身近な地域住民同士で共通認識をして、地域住民自らが生活課題に対して立ち上がり、改善・解決に向かって活動を開始することが大切です。

個人が仕事や趣味などで培ってきた経験・知識・技術、また、研修などで得た知識・技術を、身近な地域で生かす機会を得て、地域に還元しながら地域活動への参加が促進されることを期待します。

「松戸市男女共同参画プラン」第2次実施計画の基本施策には、子育てや就労等により地域活動に参加しにくい男女に配慮した環境整備を図り、地域活動での男女共同参画の促進をすることが盛り込まれています。このことは、市民一人ひとりが地域福祉の担い手となることを期待する地域福祉計画の目指すものと方向性を共有する

ものと考えています。

日本経済の発展を支えてきた団塊世代が大量に定年退職を迎え、企業が今まで培ってきた技術・ノウハウが継承できなくなるという、いわゆる「2007年問題」が話題になりました。しかし地域福祉推進の人材を確保するという観点からは、経験豊かな人材が地域に帰ってくるまたとないチャンスなのです。このような団塊世代の取り込みはもちろんのこと、地域活動への参加割合の少ない20代・30代をどう参加させるか検討していく必要があります。

それぞれの役割

- | | |
|-----|---|
| 個人は | ○ 地域での活動に参加する
○ 地域における生活課題について共通の認識を持つ |
| 地域は | ○ 地域での学習会、勉強会、各種講座を開催する
○ 行政と連携した講座の企画、運営
○ 社会福祉協議会、NPOなどによる地域福祉の人材育成 |
| 行政は | ○ 地域福祉活動の情報の積極的な提供
○ 公民館事業の推進 |

5 障害者の自立への支援サービスの充実

だれもが住み慣れたところで、家族や地域の人々と共にいきいきと暮らすには、「障害のある人もない人も共に生きる社会」こそ当たり前の社会であるという、いわゆる「ノーマライゼーション」の理念を踏まえた地域社会を形成していくことが求められています。

現状と課題

従来、障害者は施設で生活することを中心に考えていましたが、地域住民との交流が円滑に行えず、また社会参加の機会も限られるといった状況がありました。今日では、在宅で生活することを中心に考えるようになり、そのための個別の支援策が重要視されています。とりわけ地域で生活する精神障害者の日常生活の支援や日常的な相談への対応や地域交流などを行い、精神障害者の社会復帰と自立、社会参加の促進を図る「地域生活支援センター」が市内にないことから、市民懇談会等でも、開設を望む意見があります。

地域の住民等が障害のある人の自立を積極的に支援するためには、的確な援助が必要になりますが、必ずしも地域の住民等は何が的確な援助であるかわからないことが多いのが現状です。そのためには、障害のある人も積極的に地域に出て、地域住民との交流を図ることが必要になってきます。

施策の方向

障害者の社会的な自立に向け、本人や保護者の選択を尊重し、個々の障害の状態や特性に応じた教育体制の確保や、障害者が社会の一

員として自立できるよう、各方面からの総合的な取り組みが求められています。企業や関係機関による雇用の促進、グループホームの開設や福祉作業所のさらなる充実をはじめ、情報伝達や移動の手段を整備することで、自立や社会参加の機会を確保することが必要です。

それぞれの役割

- | | |
|--------|---------------|
| 個人は | ○ 障害者への理解 |
| 地域・行政は | ○ 松戸市障害者計画の推進 |

6 権利擁護

福祉サービスの提供が措置から契約へ移り変わり、利用者自身が自らの判断で自分に合ったサービスを選択できるようになりました。しかし同時に、判断能力の十分でない認知症高齢者、知的障害者、精神障害者等にとっては、適切な福祉サービスを選択し、利用することが難しくなることから、このような人々も安心してサービスの提供を受けられるような方策が重要になっています。

現状と課題

認知症の姉妹が悪質なりフォーム業者に狙われ全財産を失った事件が社会問題になりました。このような、加齢による認知症や判断能力が十分でないために、財産上のトラブルに巻き込まれるケースが増えています。

従来の禁治産・準禁治産制度に代わり、平成12年より成年後見制度が実施されています。成年後見制度は法定後見制度と任意後見制度の二つに分かれています。

法定後見制度は、判断能力が十分でない人に代わって不動産や預貯金などの財産管理、介護サービスや施設への入所など身上監護についての契約や遺産分割などの法律行為を行ったり、その人が行った法律行為を取り消すなどの権限を家庭裁判所が選任した成年後見人等に与え、本人の生活状況等に応じた保護や支援を行う制度です。

任意後見制度は、判断能力が低下した場合に備えて、本人が任意後見人との間で、保護してもらう内容をあらかじめ契約しておき、判断能力が低下した後、契約内容に応じた保護が開始される制度です。

この改正により、比較的軽度な人も制度を利用できるようになったことをはじめ、各人の多様な判断能力及び保護の必要性に応じた措置が可能になりました。

また、これに先立ち平成 11 年より地域福祉権利擁護事業が開始されました。地域福祉権利擁護事業とは、福祉サービスの利用に関する援助、預貯金の出し入れや日常生活費の管理など幅広い援助を行うものです。成年後見制度と大きく異なるのは、利用するサービスやお金の使い道などを利用者本人が決定することを前提に、それを側面から援助することが地域福祉権利擁護事業の役割であることです。松戸市社会福祉協議会は、千葉県社会福祉協議会からの委託を受け、まつど広域後見支援センターを設置し、地域福祉権利擁護事業に取り組んでいます。

成年後見制度と地域福祉権利擁護事業は相互に補い合う関係にあると言えます。例えば成年後見制度の利用者は、後見人と社会福祉協議会が契約することで地域福祉権利擁護事業を利用でき、成年後見人が財産管理や重要な契約を行い、社会福祉協議会が福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理を行うというような手厚い支援体制をつくることも可能なのです。

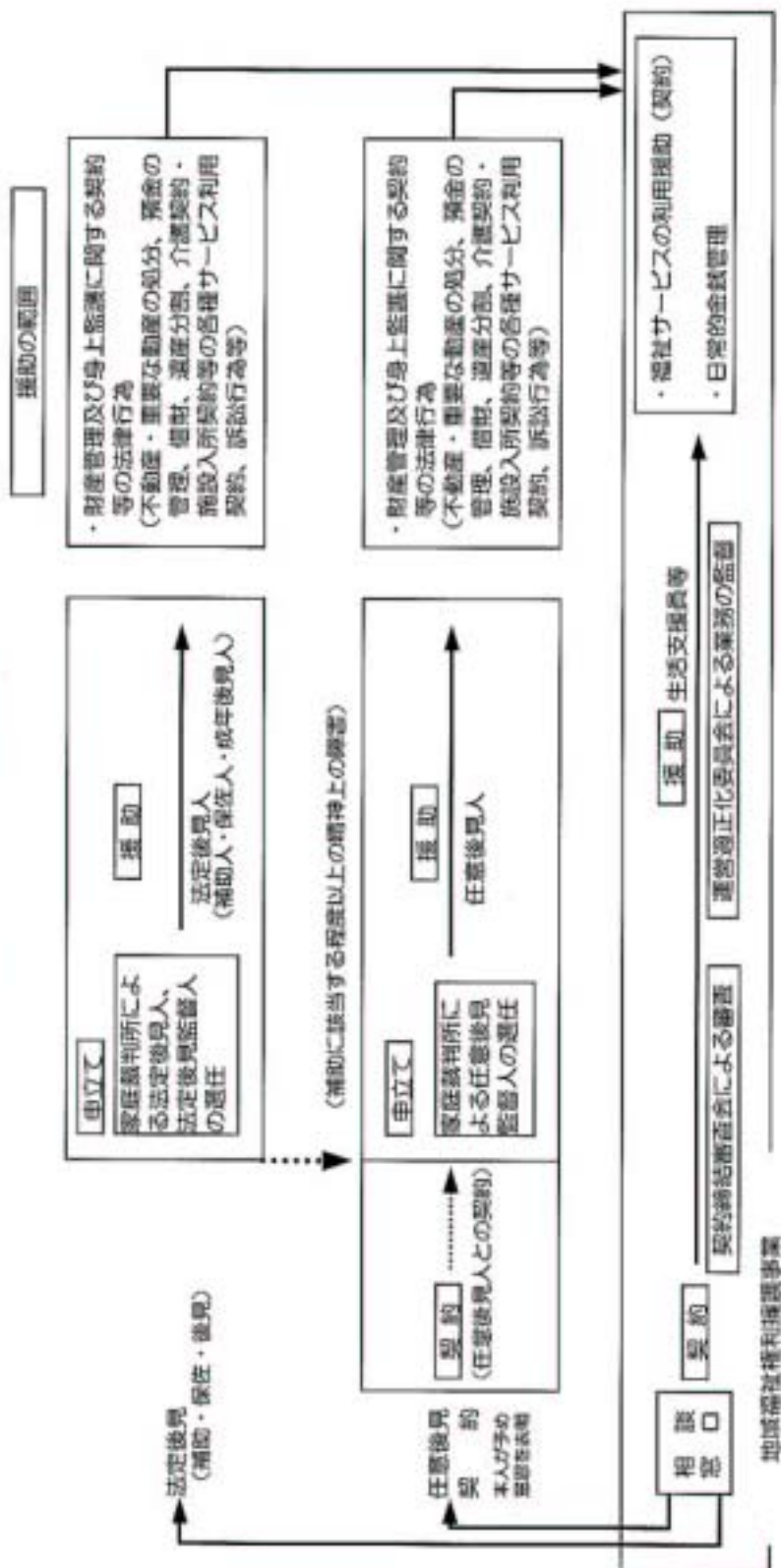
施策の方向

成年後見制度や地域福祉権利擁護事業の利用を促進するためには、市民に広く周知・広報し、このような制度があることをまず知ってもらうことが重要です。それとともに、福祉に携わる関係者には、対象者の範囲や援助の内容などを理解してもらう必要があります。松戸市社会福祉協議会は、今以上に地域福祉権利擁護事業への理解と協力を得るため、関係機関との緊密な連携を図りながら、事業の

普及及び推進に努めていきます。

それぞれの役割

- | | |
|-----|--|
| 個人は | ○ 制度を知る
○ 制度の利用を考える |
| 地域は | ○ 社会福祉協議会は、制度を周知し、地域福祉権利擁護事業を推進する
○ 地域で福祉活動する人は、制度を理解する |
| 行政は | ○ 成年後見制度利用支援事業を実施する
○ 法律に基づく申立てを行う |



7 子どもや高齢者への虐待等の対応

すべての市民が、人としての尊厳をもって、家庭や地域の中で障害の有無や、年齢、性別にかかわらず、その人らしい安心のある生活がおくれるよう自立支援するためには、市民一人ひとりの人権を尊重する地域づくりが必要です。

現状と課題

配偶者や恋人からの心身への暴力「ドメスティック・バイオレンス（ＤＶ）」の、千葉県における相談件数が、平成１６年度は前年度より４割増えています。これは身近にＤＶ相談ができる窓口が増え、相談しやすくなったことも一つの要因と考えられています。

児童虐待は、子どもの心や体に大きな傷を残すばかりでなく、尊い命を奪ってしまう事例が市内でも発生するなど、非常に深刻化しており、千葉県における相談件数が、平成１６年度は１，０００件を上回る状況に至っています。

高齢者への虐待は、市内における相談件数も年々増加し、平成１６年度は６７件と相談窓口を明確化したことから急増しています。

子どもへの虐待や、介護の中でおこなわれる高齢者への虐待については、発生の予防から虐待を受けた子ども、高齢者の自立にいたるまで、切れ目のない総合的な支援が求められています。

施策の方向

虐待で子どもが亡くなる事件が起きると、「夜中に子どもの泣き声をよく聞きました」「子どもの顔にあざができてました」などとテレ

ビの取材に応じる近所の人映像を見ることがありますが、果たしてそれでいいのでしょうか。勇気の要ることですが、身近で虐待が行われている可能性を感じたら、市役所など関係機関に通報することも一人ひとりの市民に求められている役割なのです。

松戸市では、「子どもと女性に対する暴力防止等ネットワーク」や県内でもいち早く「高齢者虐待防止ネットワーク」を設置するなど、虐待等の防止システムづくりに取り組んできましたが、特に子どもへの虐待については、平成17年4月から、児童福祉法及び児童虐待防止法の改正により、市町村の役割が以前より増しています。「(仮称)要保護児童等対策地域協議会」を設置するなど、関係機関の連携・協力体制のもと、虐待に関する相談体制や虐待防止にむけた活動、早期発見、早期対応体制を整備します。

それぞれの役割

- | | |
|--------|--------------------|
| 個人・地域は | ○見守り、通報、早期発見に努める |
| 行政は | ○相談窓口を周知する |
| | ○高齢者虐待の実態把握、調査等を行う |

